

建築許可認定関係手数料

(建築基準法施行条例第29条の10関係)

事 務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第22項(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	120,000円
2 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	180,000円
8 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円

9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
10 法第53条第4項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	33,000円
11 法第53条第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（これらの規定を法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積に関する許可申請手数料	160,000円
13 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
14 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
15 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
16 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
17 法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 敷地の数が2である場合 78,000円 イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
18 法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区内	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度	6,400円に指定した敷地の数に12,000円を乗じ

における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	の指定の取消し申請手数料	て得た額を加算した額
19 法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
20 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
21 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
22 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
23 法第67条の2第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
24 法第67条の2第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
25 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
26 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
27 法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建ぺい率、同条第3項の規定	再開発等促進地区等内における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外	27,000円

による建築物の高さ又は同条第7項の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	に係る認定申請手数料	
28 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
29 法第68条の4第1項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
30 法第68条の5の2第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
31 法第68条の5の4第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
32 法第68条の5の5の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
33 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
34 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
35 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条第2項の規定による一の敷地とみなされる一定	一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内	ア 建築物(既存建築物を除く。イにおい

<p>の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>の既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>て同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>37 法第86条第3項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物の数が1又は2である場合220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>38 法第86条第4項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物(既存建築物を除く。イにおいて同じ。)の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>39 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。)の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>40 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。)の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>

<p>41 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>42 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査</p>	<p>一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料</p>	<p>6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>43 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>44 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>45 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>